

8 高雇労第 1 4 2 号

高知県職業能力開発審議会 様

県立高等技術学校のあり方について、職業能力開発促進法（昭和
4 4 年法律第 6 4 号）第 9 1 条第 1 項の規定により、諮問します。

令和 8 年 5 月 2 5 日

高知県知事 濱田 省司



諮 問 事 項 の 趣 旨

本県は、全国より 15 年先行して人口が自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが、若者の県外流出と、特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖をたどってきました。

この負の連鎖を断ち切るため、抜本的な体質強化に向けたトータルプランとなる「高知県産業振興計画」を平成 20 年に策定し、第 5 期計画では、5 つの戦略の一つに「人材起点型戦略」を位置付け、産業人材の育成に取り組んでいます。

この取組を進める中で、公共職業能力開発施設である県立高等技術学校は、産業界のニーズに沿った技術・技能の習得や、必要な資格取得のための訓練を通じて、地域産業を担う人材を育成することが求められているところ です。

平成 27 年度に当審議会から示された「県立高等技術学校の訓練のあり方について（答申）」を受け、高知高等技術学校では、ものづくり分野における人材育成の拠点として、企業ニーズを踏まえた実践的な訓練を行うことで、修了生を訓練関連職種への就職に確実に結びつけるとともに、在職者及び離転職者訓練の充実にも取り組んでまいりました。

また、中村高等技術学校では、将来的に不足が見込まれる大工や左官等の建築系人材を育成するため、職人としての基礎的な知識や技能の習得を中心に訓練を実施してまいりました。

あわせて、入校生確保に向けた取組や訓練生の中途退校を防止するための支援体制の強化も図ってまいりましたが、高等技術学校の定員充足率については依然として低迷が続いている状況です。

高齢化と人手不足が続く、ものづくり分野への人材輩出という観点では、高等技術学校の果たすべき役割は大きいものがあることから、公共職業能力訓練を取り巻く環境を踏まえた、今後の「県立高等技術学校のあり方」に係る次の事項について検討していただきたく諮問します。

- 1 県立高等技術学校における訓練の今後のあるべき姿・役割について
- 2 あるべき姿・役割を実現するための適正な実施体制等について